



栃木県公報

平成24年
5月22日(火)
第2378号

目次

告示

○土壌汚染対策法による要措置区域の指定の解除	423
○予定保安林	423
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	424
○製造保安責任者免状及び販売主任者免状に関する事務の委託	424
○液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託	424

公告

○平成24年度登録販売者試験の実施	425
○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要	427
○土地改良区役員の退就任	427
○県営土地改良事業に係る換地処分	429

告示

栃木県告示第288号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成23年栃木県告示第195号により指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（Ⅱ）の全部について当該指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成24年 5月22日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定を解除する区域
鹿沼市千渡字飯岡40番1の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

(環境保全課)

栃木県告示第289号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成24年 5月22日

栃木県知事 福田 富一

- 1 保安林予定森林の所在場所
日光市瀬尾字下山1460、1461（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第290号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成24年 5月22日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業 所		事 業 者		指 定 の 年 月 日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の 所 在 地		
0951300052	生活支援センター 通園事業	那須塩原市上中野53-18	社会福祉法人太陽の里福祉会	那須塩原市上中野53	平成24年 4月1日	放課後等 デイサー ビス

(障害福祉課)

栃木県告示第291号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2第1項の規定により次のとおり製造保安責任者免状及び販売主任者免状（以下「免状」という。）に関する事務を委託したので、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第8条第2号の規定により公示する。

平成24年 5月22日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託に係る免状交付事務の内容

- (1) 免状の交付申請書及び再交付申請書の配布、受付及び整理に関すること。
- (2) 免状の作成及び送付に関すること。
- (3) 免状台帳の作成、保管及び整理に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事務に附帯する事務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

高圧ガス保安協会本部
東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

3 委託期間

平成24年 4月1日から平成25年 3月31日まで

栃木県告示第292号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2第1項の規定により次のとおり液化石油ガス設備士免状（以下「免状」という。）に関する事務を委託したので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第7条第2号の規定により公示する。

平成24年 5月22日

栃木県知事 福田 富一

- 1 委託に係る免状交付事務の内容
 - (1) 免状の交付申請書、再交付申請書及び書換え申請書の配布、受付及び整理に関する事。
 - (2) 免状の作成及び送付に関する事。
 - (3) 免状台帳の作成、保管及び整理に関する事。
 - (4) 前3号に掲げる事務に附帯する事務
- 2 委託に係る免状交付事務を処理する場所
高圧ガス保安協会本部
東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
- 3 委託期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(工業振興課)

公 告

○平成24年度登録販売者試験の実施

薬事法(昭和35年法律第145号)第36条の4第1項の規定により登録販売者試験を次のとおり実施するので、薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第159条の4第2項の規定により公示する。

平成24年5月22日

栃木県知事 福田 富一

- 1 試験期日
平成24年9月30日(日) 午前9時30分から午後3時30分まで
- 2 試験場所
宇都宮大学陽東キャンパス(宇都宮市陽東7-1-2)
(会場への自家用車の乗り入れは禁止する。)
- 3 試験科目
次の項目について筆記形式で行う。
 - (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
 - (2) 人体の働きと医薬品
 - (3) 主な医薬品とその作用
 - (4) 薬事に関する法規と制度
 - (5) 医薬品の適正使用と安全対策
- 4 受験資格
次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者
 - (1) 旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学及び旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
 - (2) 平成18年3月31日以前に学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者
 - (3) 平成18年4月1日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程(同法第87条第2項に規定するものに限る。)を修めて卒業した者
 - (4) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校若しくは学校教育法に基づく高等学校(以下「高校」という。)又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、薬局又は店舗販売業、一般販売業(卸売一般販売業を除く。以下同じ。)、薬種商販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に一般用医薬品の販売等に関する実務に平成24年9月28日現在で1年以上従事した者
 - (5) 薬局又は店舗販売業、一般販売業、薬種商販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に一般用医薬品の販売等に関する実務に平成24年9月28日現在で4年以上従事した者
 - (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たり(1)から(5)ま

でに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると知事が認めた者

5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。ただし、過去3年以内に栃木県が実施した登録販売者試験を受験した者は、当該試験の受験票を添付することにより、(1)学歴証明書の添付を省略することができる。

なお、受験願書、実務経験（見込）証明書、勤務状況報告書、写真票及び受験票は、各健康福祉センター又は栃木県保健福祉部薬務課で配布するものを使用する。

(1) 学歴証明書（4(1)から(4)までのいずれかに該当する者に限る。）

次のいずれかの書類とする。なお、専修学校や各種学校ではなく、受験資格を証明する高校、大学等の学歴証明書を提出すること。また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴証明書の氏名の異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提出すること。

ア 卒業証明書

イ 卒業証書の写し（持参により出願する場合に限る。出願時に本証を持参し、栃木県保健福祉部薬務課長が照合の上、確認する。）

(2) 実務経験（見込）証明書及び勤務簿の写し等（当該証明に関する勤務簿の写し、勤務状況報告書又はこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）（4(4)又は(5)に該当する者に限る。）

薬局又は店舗販売業、一般販売業、薬種商販売業若しくは配置販売業において一般用医薬品の販売等に従事したことを証明するもの。

勤務簿の写し等は、実務経験証明書により証明されている業務期間について、被証明者の氏名、月ごとの労働時間数が確認できる書類とする。

なお、出願時に受験資格を有しないが、1の試験期日の前々日までに受験資格を有することとなる者については、出願時には見込証明書及び出願日の前月までの勤務簿の写し等を提出し、1の試験期日の前々日までに実務経験証明書及び勤務簿の写し等を提出すること（同日必着）。提出がないときは、試験結果のいかんにかかわらず当該者に係る試験を無効とする。

(3) 写真票

写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦4.5cm、横3.5cmの大きさのもの。スナップ写真は認めない。）を貼り付け、所定の事項を記入したもの

(4) 受験票

6 提出期間及び提出先

(1) 提出期間

ア 郵送により出願する場合

平成24年6月28日（木）から同年7月11日（水）まで（書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）

イ 持参により出願する場合

平成24年7月9日（月）から同月11日（水）まで

(2) 提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田一丁目1番20号

栃木県保健福祉部薬務課

7 受験通知

受験願書提出者には、受験番号を通知する。

8 試験結果の発表

平成24年11月2日（金）午前10時に、栃木県ホームページ並びに栃木県庁屋外掲示場及び各健康福祉センターの掲示板上に、合格者の受験番号を掲示する。

なお、電話等による問い合わせには、一切応じない。

また、合格者には、合格証書を送付する。

9 試験結果の簡易開示

受験者本人は、合格発表の日から1か月間、科目別得点及び総合得点を栃木県保健福祉部薬務課において

口頭で開示請求できる。この場合、本人であることを証明できる書類（受験票、運転免許証等の身分証明書）を持参すること。

10 受験手数料

15,000円（栃木県収入証紙で納付すること。）

11 その他

(1) 問合せ先

栃木県保健福祉部薬務課

電話028-623-3120

(2) 受験願書等の配付について

各健康福祉センター又は栃木県保健福祉部薬務課において、平成24年 5 月28日（月）から配布する。

(薬務課)

○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を平成24年 6 月22日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成24年 5 月22日

栃木県知事 福 田 富 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム新矢板店

矢板市矢板字川原田88番地外

2 法第8条第4項の規定による意見の概要

意見なし

(経営支援課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年 5 月22日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
清原南部土地改良区	理 事	川上 忠市		宇都宮市上籠谷町2905-2	24.3.31	
	〃	山口 浩市		〃 〃 3353	〃	
	〃	岡本 治良		〃 〃 2871	〃	
	〃	岡本 芳明	岡本 芳明	〃 〃 1739-1	〃	24.4.1
	〃	大根田克代	大根田克代	〃 〃 426	〃	〃
	〃	山口 吉光	山口 吉光	〃 〃 690	〃	〃
	〃	山口 幸夫	山口 幸夫	〃 〃 2937	〃	〃
	〃	阿久津一八	阿久津一八	〃 氷室町1309-2	〃	〃
	〃	黒崎 昭一	黒崎 昭一	〃 上籠谷町1033-2	〃	〃
	〃	古田土章好	古田土章好	〃 氷室町2782-3	〃	〃
	〃	小堀 治利	小堀 治利	〃 〃 2561	〃	〃

	理 事	大塚 功一	大塚 功一	宇都宮市氷室町2605	24. 3 .31	24. 4 . 1
	〃	福田 修史	福田 修史	〃 〃 251	〃	〃
	〃	半田 栄	半田 栄	〃 〃 2580	〃	〃
	〃	鈴木 国造	鈴木 国造	〃 〃 2637	〃	〃
	〃	黒崎 貞造	黒崎 貞造	〃 〃 2931	〃	〃
	〃	芝野 三郎	芝野 三郎	〃 上籠谷町858	〃	〃
	〃	乙貫 操	乙貫 操	〃 氷室町1487- 3	〃	〃
	〃	早川 忠雄	早川 忠雄	〃 上籠谷町3497- 1	〃	〃
	〃	大塚 弘之	大塚 弘之	〃 〃 819	〃	〃
	〃	大塚 純孝	大塚 純孝	〃 〃 508	〃	〃
	〃	吉田 俊一	吉田 俊一	〃 氷室町129	〃	〃
	〃		丸山 栄二	〃 〃 3359- 1		〃
	〃		川上 晴美	〃 〃 2705		〃
	〃		野澤 重夫	〃 〃 1495- 2		〃
	〃		山口 正光	〃 〃 2625		〃
	〃		大塚 拓生	〃 上籠谷町2667- 1		〃
	監 事	大森 澄雄	大森 澄雄	〃 氷室町1451- 3	24. 3 .31	〃
	〃	芝野 孝幸	芝野 孝幸	〃 上籠谷町2920- 2	〃	〃
	〃	大塚 満男	大塚 満男	〃 〃 495	〃	〃
上 河 内 土地改良区	理 事		佐藤 賢市	宇都宮市芦沼町1575		24. 4 . 1
南 那 須 土地改良区	理 事	青山 薫		那須烏山市福岡403	24. 3 .31	
	〃	金子 操		〃 曲畑1380	〃	
	〃	根本 友美		〃 三箇1144	〃	
	〃	佐藤 一巳	佐藤 一巳	〃 〃 782	〃	24. 4 . 1
	〃	中山 誠	中山 誠	〃 藤田520	〃	〃
	〃	栗原 一夫	栗原 一夫	〃 小白井416	〃	〃
	〃	豊岡 寛美	豊岡 寛美	さくら市鍛冶ヶ澤212	〃	〃
	〃	石川 勝一	石川 勝一	那須烏山市鴻野山483	〃	〃
	〃	大嶋 道雄	大嶋 道雄	〃 三箇1999- 2	〃	〃
	〃	平山 孝	平山 孝	〃 南大和久832	〃	〃
	〃		鈴木 新市	〃 八ヶ代775		〃
	〃		大森 秀俊	塩谷郡高根沢町下柏崎26		〃
	〃		富田 義雄	那須烏山市三箇1015		〃
	〃		雫 定夫	〃 南大和久566		〃
	監 事	富田 義雄		〃 三箇1015	24. 3 .31	
	〃	和田 新平		〃 〃 2950	〃	

監 事	和久 純義	和久 純義	那須烏山市南大和久574	24. 3 .31	24. 4 . 1
〃		根本 友美	〃 三箇1144		〃
〃		桐原 儀美	さくら市葛城1214		〃

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営芳賀町北部地区土地改良（区画整理）事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成24年 5 月22日

栃木県知事 福 田 富 一

1 換地処分の年月日

平成24年 5 月14日

2 換地処分の内容

平成24年 3 月 6 日付け栃木県告示第94号で公告した換地計画のとおり。

(農地整備課)